

管理コード	提案事項(案名)	該当法令等	制度の現状	拡充策・制度に係る規制の特例措置の概要(名称)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実践内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の要し	「措置の内容」の要し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し
0620010	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進(併行実施の促進)	幼稚園教員免許法第16条の2、幼稚園教員免許法施行規則第1条の9、保育士試験の併行実施の促進に関する法律	幼稚園教員資格認定試験は、現行改正法第16条第2項に基づき、併行実施の対象となるが、併行実施の対象となる者には、併行実施の対象となる者として一定の年齢制限(30歳未満)を設ける必要がある。併行実施の対象となる者は、併行実施の対象となる者として一定の年齢制限(30歳未満)を設ける必要がある。	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	C	-	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	C	-	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	C	-	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の併行実施の促進に関する法律(以下「併行実施法」という。)
0620020	幼稚園一元化施設における管理の効率化	学校教育法第56条	幼稚園一元化施設における管理の効率化	学校教育法第56条	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	C	I	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	C	I	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	C	I	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化	幼稚園一元化施設における管理の効率化
0620030	Eリート育成特区	学校教育法施行令第5条	Eリート育成特区	学校教育法施行令第5条	Eリート育成特区	Eリート育成特区	C	-	Eリート育成特区	Eリート育成特区	C	-	Eリート育成特区	Eリート育成特区	Eリート育成特区	Eリート育成特区	C	-	Eリート育成特区	Eリート育成特区	Eリート育成特区	Eリート育成特区	Eリート育成特区
0620040	難民における高等学校の教育の充実	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	D	-	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	D	-	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	D	-	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の確保に関する法律
0620050	日本の通商手続法の改正	学校教育法第54条第2項、学校教育法施行令第4条第2項	日本の通商手続法の改正	学校教育法第54条第2項、学校教育法施行令第4条第2項	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	C	II	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	C	II	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	C	II	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正	日本の通商手続法の改正
0620060	社会教育に関する教育の充実への影響	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法
0620070	社会教育に関する教育の充実への影響	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	F	I	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項、社会教育法

